

令和 7 年 3 月 31 日以前に交付された最少安全配員証書の取り扱いについて

1. 背景

最少安全配員証書 (Minimum Safety Manning Document) (以下「証書」という。)は、SOLAS 条約附属書第 5 章第 14 規則の規定に基づき、締約国が国際航海に従事する船舶の安全な運航のために必要な最少配員を証明するものです。我が国は、最少安全配員証書交付等事務取扱要領（昭和 61 年 12 月 1 日海職第 551 号。以下「事務取扱要領」という。）に基づき、日本船舶に当該証書を交付しております。

日本籍船が外国から PSC を受けた際に、本証書の様式について船舶料理士の員数に関する記載がないこと等について指摘を受ける事態が発生していることを受け、日本籍船の円滑な運航のために、証書に船舶料理士の員数の追記を行う等の改正を行います。

2. 改正概要

令和 7 年 4 月 1 日の申請に基づき交付される最少安全配員証書（以下「新証書」という。）の様式について以下の改正がございます。なお、本改正に伴い、申請書の添付書類として新たに就業規則（船内における食料の調理の有無を特定できる部分（料理士の記載の有無が特定できる定員表、食料の調理に関する記載の有無が特定できる部分）に限る。）をご提出いただくこととなります。なお、令和 7 年 3 月 31 日以前の申請については、交付が 4 月 1 日以降となる場合、就業規則（船内において食料の調理をすることが分かる部分（定員に料理士の記載があることや食料を船内において調理することが書いてある部分。）に限る。）をご提出いただくこととなります。

（最少安全配員証書の改正点）

- ・ 船舶料理士の定員の追記
- ・ 備考欄の 1 級海技士（通信）の資格を持つ者が従事できる職務に関する記載の修正
- ・ 備考欄の船長等が通信長の職務を兼務することができることに関する記載の修正
- ・ STCW 条約に定められている有能船員としての部員（Ⅱ/5、Ⅲ/5）の日本での取り扱いについて、備考欄に追記

3. 経過措置について

令和 7 年 3 月 31 日以前に交付される証書（以下「旧証書」という。）の引換えのための経過措置として、改正日の令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、旧証書は有効となります。

ただし、令和 9 年 4 月 1 日以降、旧証書は無効となりますのでご注意ください。旧証書をお持ちの方におかれましては、可能な限り速やかに新証書に引換えをいただきますようお願いいたします。

旧証書から新証書への引換えのためには、引換え申請が必要となります。引換え申請は、船舶所有者の所在地又は船舶の所在地を管轄する地方運輸局又はその運輸支局若しくは海事事務所で行うことができます。